# はしまなごみスポーツクラブ 規則

## 第1章 総則

(名 称)

第1条 このクラブははしまなごみスポーツクラブ(以下「クラブ」)という。 (事務局)

第2条 クラブは、事務局を 羽島市柔剣道道場 小会議室 に置く。 (羽島市竹鼻町丸の内6丁目160番地)

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 クラブは、あらゆる年代の会員がいつでも・どこでも・だれでも・いつまでもスポーツやレクリエーションに親しむことができる環境を提供し、会員相互の親睦を深め、健康の維持・増進を目指す。さらに、羽島市の市民が、「する」「みる」「ささえる」ことでスポーツにかかわり、一層の振興と普及、推進を図ることで、豊かな活力のある地域社会の確立に貢献することを目的とする。

### (活動の種目)

- 第4条 クラブは、前条の目的を達成するために、次に掲げる種目の活動を行う。
  - (1) 子どもの健全育成を図る活動
  - (2) 成人の健康・体力づくりを図る活動
  - (3) 競技スポーツをサポートする活動
  - (4) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
  - (5) 羽島市内の総合型地域スポーツクラブ及び体育的活動をサポートする活動

### (事 業)

- 第5条 クラブは、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - (1) 各種クラブ活動
  - (2) 各種スポーツ教室
  - (3) 各種イベント
  - (4) 各種研修会・講演会
  - (5) 調査研究
  - (6) 会員相互の親睦を深めるための活動
  - (7) 学校クラブの支援事業
  - (8) その他クラブの目標達成のための必要な事業

# 第3章 会員

## (入会資格)

第6条 クラブに入会できる者は、クラブの目的に賛同する者とし、入会後はクラブが定める規約を遵守する。

### (入会手続き)

第7条 クラブに入会を希望する者は、所定の手続きを行うとともに、会費を納入しなければならない。

### (会 費)

第8条 会費の額および納入方法については別に定める。既納の会費は、返還しない。

## (会員の権利)

第9条 会員は、クラブの発行する会報の配布を受け、クラブの行うあらゆる事業に参加 することができる。

### (误会)

- 第10条 会員で、原則として年度会費を納入しない者は、退会とみなす。
- 第11条 学校クラブ会員で、原則として参加費を納入しない者は、退会とみなす。更に、 退会したい場合には、所定の手続きを行うことで任意に退会することができる。

# 第4章 役員

### (種類および定数)

- 第12条 クラブには、次の役員を置く。
  - (1)理事 30名以内

会長 1名、副会長 若干名、理事長 1名 各部会長並びに各部会役員

(2)監事 2名

### (理事の職務)

- 第13条 ①会長は、クラブの会務を統括し、クラブを代表する。
  - ②副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
  - ③理事長は、理事会を招集し、会務を推進する。
  - ④理事は、理事会を構成し、第5条に規定する任にあたる。

#### (監事の職務)

第14条 監事は、クラブの会務を監査する。

### (役員の任期)

- 第15条 ①クラブの役員の任期は1年とし、再任は妨げない。
  - ②役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

## 第5章 会議

## (会議の種類)

- 第16条 本会に次の会議を置く。
  - (1) 総会
  - (2) 部長会
  - (3) 理事会
  - (4) 各部会

### (総会)

- 第17条 総会は次の各号の事項を決議及び承認する。
  - (1) 規約の改正
  - (2) 事業計画及び収支予算に関する事項
  - (3) 事業報告及び収支決算に関する事項
  - (4) 役員及び監事の承認
  - (5) その他クラブの運営に関する事項

## (総会の招集)

- 第18条 ①総会は、毎年1回会長が招集する。臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、 会長が招集する。
  - ②総会は、本クラブ理事の半数の出席をもって成立する。
  - ③学校クラブ総会は、年1回招集する。臨時総会は理事会が必要と認めたとき、 会長が招集する。

### (総会の議決)

第19条 本クラブの総会の議決は、出席会員の過半数をもって決する。

#### (部長会の招集)

第20条 部長会は、理事長が定期的に招集し、事務局長、三部会長をもって構成し、理 事会に提出する案件その他重要な事項について審議する。

### (理事会の招集)

第21条 理事会は原則毎月1回理事長が招集する。

#### (部会の招集)

- 第22条 ①本クラブには、次の部会を設置し、部会長がそれぞれの部会を招集する。
  - (1) 総務部会
  - (2) 指導部会
  - (3) 広報部会
    - ②各部会はそれぞれの具体的な事業を計画し、実施にあたる。

- ③各部会は、部会長 1名、副部会長 1名及び部員 若干名をもって構成する。
- ④部長は、部会を総括し、その協議内容を部長会に報告する。

# 第6章 会計

### (経費)

第23条 クラブの経費は、会費、事業などによる収入、補助金、寄付金、協賛金、その 他の収入をもってあてる。

## (管理)

第24条 クラブの経費は、事務局が管理する。

## (会計年度)

第25条 クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

# 第7章 指導者、会員の責任

### (指導者の責任)

- 第26条 ①本クラブに指導者を置くことができる。
  - ②指導者は、理事会の決議を経て会長が委嘱する。
  - ③年度途中の指導者の委嘱については、指導部会で選考し常任理事会で決定する。
  - ④指導者は、スポーツ指導並びに青少年健全育成に対する熱意を有するものとし、本クラブの主催及び指定する研修会に参加しなければならない。
  - ⑤指導者が、万が一、本クラブの主旨に違背する行為などがあった場合は、指導者協議会(指導部会)の要請により常任理事会の決議をもって除名することができる。
  - ⑥指導者が、万が一、クラブ活動以外の場で社会的に問題がある言動があった場合、本クラブは社会的な責任は負わない。
  - ⑦指導者及びクラブは、会員の活動中の盗難に対して責任を負わない。しかし、 傷害等の事故が発生した場合には、緊急対応や情報交流等の適切な対応を行う。

### (会員の責任)

第27条 会員は、本クラブの活動に際しては、本クラブの諸規定及び施設管理責任者 並びに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。これ に違背して盗難、傷害等の事故が起こっても、本クラブ及び指導者等に対し て一切損害賠償を請求しないものとする。

## (保険の加入)

第28条 会員は、スポーツ安全保険に加入しなければならない。本クラブは、その活動中の傷害については、スポーツ安全保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。ただし、サポーターメンバーの保険加入は任意とするが、未加入者の活動中の事故については、本クラブは一切責任を負わない。

# 第8章 細則

### (輸送)

第29条 中学クラブにおける生徒の送迎については、各クラブの内規によって定める

## (細則・慶弔)

第30条 本クラブの役員・理事及び指導者本人死亡の場合、生花1対を献花し、その他 の会長の認める場合は、この限りではない。

### (その他)

第31条 規定に定める他、クラブの円滑な運営を図るために必要な事項は、理事会の決議によって定める。

# 第9章 規約の改正

### (規約の改正)

- 第32条 ①本規約の条項は、総会において改正することができる。
  - ②この規約は、総会出席者の3分の2以上の同意を得て改正することができる。 ただし、当分の間は理事会の議決によって改正することができる。

### 附則

本規約は、平成24年4月1日から施行する。 令和 3年4月1日から施行する。